平成３０年（フ）第１６６号
神奈川県小田原市鴨宮817番地の15、開始決定時の住所札幌市中央区南３条東３丁目８番地　ラフィネタワー札幌南３条2602号
破産者　己斐　清子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６７号
神奈川県小田原市鴨宮817番地の15、開始決定上の住所札幌市中央区南３条東３丁目８番地　ラフィネタワー札幌南３条2602号
破産者　己斐　恵斗
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７５号
札幌市手稲区手稲本町５条２丁目１番１号　ナーシングホームなつれ手稲５条館（開始決定上の住所　札幌市白石区平和通７丁目南５番１号　公益社団法人北海道勤労者医療協会老人保健施設柏ヶ丘)、住民票上の住所札幌市手稲区前田10条15丁目７番１号　メゾンパークスＡ－101号
破産者　遠藤　芳夫
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
北海道標津郡中標津町東12条南10丁目７番地４　ミントハウスⅢ101
破産者　小田　敏一
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第２４号
茨城県水戸市元吉田町1652番地の１
破産者　平賀　浩一
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３８５号
埼玉県所沢市大字北秋津355番地の７　シャトー峯岸206
破産者　篠崎　貢一
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６０２号
埼玉県川越市富士見町８番地１（富士見町ハイツ103号室）
破産者　佐々木久夫
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７３３号
埼玉県川越市大字大袋386番地
破産者　横山　　均
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１６号
埼玉県川越市大字的場2846番地６
破産者　土岐　　勉
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３９３号
横浜市戸塚区平戸３丁目22番25号
破産者　望月　正喜
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９４号
神奈川県小田原市前川569番地の２
破産者　坂本　　敬
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１４号
長野県上田市上野697番地７
破産者　堀内　智彦
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第４号
岐阜市島田東町30番地１
破産者　大橋日出子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５０９号
愛知県知多郡美浜町大字布土字大池49番地、開始決定時の住所愛知県知多郡美浜町大字布土字中平井55番地１
破産者　重野　儉治
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５１０号
愛知県知多郡美浜町大字布土字大池49番地、開始決定時の住所愛知県知多郡美浜町大字布土字中平井55番地１
破産者　重野由紀子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７８２号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字上小林57番地の３、従前の住所名古屋市守山区小幡常燈11番４号　サンパレス小幡101号
破産者　清水　誠記
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８１号
名古屋市中村区香取町２丁目91番地　マ・メゾン友203号
破産者　工藤　正英
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部